

## 不適正な犬猫の多頭飼育を未然に防止するための動物愛護管理部局と福祉部局の効果的な連携体制に係る検討会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、不適正な犬猫の多頭飼育を未然に防止するための動物愛護管理部局と福祉部局の効果的な連携体制に係る検討会（以下「検討会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席の枠は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、10人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 検討会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

### (傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

### (写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、撮影、録音、録画等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

### (秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

### (オンライン開催時の特例)

第8条 会場を設けず、Web会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、Web会議システムへの入室を認めること又はYouTubeライブ配信により行う。Web会議システムによる傍聴の場合は、傍聴人はWeb会議システムのカメラ、マイクをオンにすることはできない。

2 Web会議システムによる傍聴の場合は報道関係者以外の傍聴人の定員は10人以内とし、傍聴希望者は開催日の2開庁日前までに氏名、電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。

る。報道関係者も同様に届け出るものとする。

- 3 Web会議システムによる傍聴の場合は、傍聴人の決定方法は先着順によることとし、事務局は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレスにWeb会議システムへの入室に必要なIDとパスワードを送信する。
- 4 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、検討会はその責を負わない。
- 5 会長は、議題に神奈川県情報公開条例第25条の規定により、公開としない議題が含まれる場合に、傍聴人をWeb会議システム上から退室させる又はYouTubeライブ配信を中断することができる。
- 6 第4条から第7条について、オンライン開催時に準用する。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年7月17日から施行する。